

【質問】マイナンバーカードを用いた健康保険証のオンライン資格確認について教えてください。  
(18歳、大学生)

## 保険証代わりにマイナカード

【回答】国民皆保険制度により、わが国は国民の公的医療保険加入を義務付けています。健康保険証は公的医療保険に加入していることとの証明証で、受診の際に提示する必要があります。ですが、保険証がなくても本人確認ができるマイナンバーカードを用いて、医療機関がオンラインで患者の加入資格を確認できる仕組みが昨年10月、導入されました。公的医療保険には大まかに▽会社などに勤



すると、窓口での支払いが医療費の一定額で済みます。残りの費用

一方、健康保険証の本人確認はどのように行われているのでしょうか。国民皆保険制度が定着し、健康保険証は本人が持つものとして国民に認識されるようになりました。医療機関においても同様で、持参した人の本人確認

## ネットで本人確認可能 デジタル化に対応

めている人が加入する「被用者保険」▽自営業やフリーランス、非正規雇用者、会社を退職した人などが加入する「国民健康保険」▽75歳以上の人を対象とする「後期高齢者医療制度」の三つがあります。患者は受診の際にそれぞれの保険証を提出

は、普段から保険者（保険料を集めて医療費を払う団体）に支払っている保険料と、国が負担する公費から医療機関に支払われます。国や保険者は、医療機関から提出されるレセプト（診療報酬明細書）で支払額などを確認します。

はなされていなのが実情です。ただし、患者の資格の失効・変更時には医療機関に再確認が通達されています。ですが、昨今の社会情勢やデジタル化の中で、健康保険証の本人確認が重要になってきました。だからといって今後、顔写真やデジ

タル認証チップ付きで本人確認ができる健康保険証に移行させるのは、各保険者にとって大きな負担となります。保険料の引き上げという形で被保険者にしわ寄せがくるかもしれませんが、そこで、マイナンバーカードを用いた資格確認が導入されました。

マイナンバーカード自体の国民への普及はまだ不十分な上、カードを用いたオンライン資格確認ができる医療機関もまだ少ないのが現状です。今すぐ多くの人が活用ができるわけではありませんが、以上のような理由から保険者、医師会は本システムの普及を目指しています。ご理解、ご協力をお願いします。  
(県医師会)

### 質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。